

発議第10号

別紙のとおり「受動喫煙防止法」の早期制定を求める意見書を提出するものとする。

平成28年9月28日提出

発議者 三島市議会全議員

「受動喫煙防止法」の早期制定を求める意見書（案）

世界保健機関（WHO）総会は「たばこ規制枠組条約」を平成15年5月に採択し、我が国は平成16年に締結している。この条約は、たばこの煙にさらされることが健康、社会、環境などに及ぼす悪影響から、現代及び将来の世代を保護することを目的としており、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙からの国民の保護について各国に措置を講ずるよう求めている。

我が国では、この条約の締結に合わせて健康増進法が制定され、不特定多数が利用する施設における受動喫煙防止措置が努力義務として規定されたため、公共施設ではほとんどが、建物内あるいは敷地内禁煙となるなど施策に一定の進展を見るところとなっている。

しかし、たばこ規制枠組条約に基づき平成19年に採択された「ガイドライン」は「全ての屋内の公共の場は禁煙とすべき」としており、我が国の現状はこうした国際基準からはまだ遠い位置にある。

世界保健機関（WHO）による各国のたばこ対策7項目への評価では、日本は「受動喫煙からの保護」、「マスメディアキャンペーン」、「広告、販売促進活動などの禁止要請」の3項目が「最低」で、G7諸国で最悪だったと報告された。世界の49カ国では、医療機関や大学・学校、飲食店、公共交通機関などの公共の場で「屋内全面禁煙」とする法規制をしているが、日本は努力義務にとどまり、「最低レベル」と判定されている。

さらに、8月31日、国立がん研究センターを中心とする研究班によって、日本人でたばこを吸わない人が受動喫煙で肺がんを発症・死亡するリスクは、受動喫煙がない人に比べて約1.3倍に上昇すると発表された。これに伴い、受動喫煙の肺がんリスクを、「ほぼ確実」から「確実」へと改め、現状において日本人に推奨できる科学的根拠に基づくガイドライン「日本人のためのがん予防法」（国立がん研究センター作成）では、他人のたばこの煙を「できるだけ避ける」という文言が「避ける」に改められた。

受動喫煙の防止は、国民の健康な生活を保障するだけでなく医療保険財政の健全化にも資するものであり、国政における喫緊の課題と考える。

よって、国会及び政府においては、公共施設及びその敷地内における禁煙又は受動喫煙を伴わない分煙を実現する「受動喫煙防止法」を早急に制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様